

## 南山大学入学時奨学金等貸与規程

第1条 この規程は、入学時および入学後の学費支弁が困難な入学試験合格者に対し、入学一時金の一部および授業料相当額を貸与して、その奨学に資することを目的とする。

第2条 この規程の運用は、別に定める南山大学奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）がこれに当る。

第3条 この規程による奨学金は、これを分って入学一時金奨学金と一般奨学金とし、前者による貸与額は、入学金および施設設備費合計額の4分の3相当額、後者による貸与額は、授業料相当額とする。

第4条 この規程により、入学一時金の貸与を受けるものを入学一時金奨学生とし、一般奨学金の貸与を受けるものを一般奨学生とする。なお、両者を称して奨学生とする。

入学一時金奨学生および一般奨学生の毎年における採用人数は、それぞれ50名、延べ100名とする。

入学一時金奨学生および一般奨学生は、これを兼ねることができる。

第5条 奨学生は、本学各学部の入学試験に合格し、入学時および入学後の学費支弁が困難であって、その程度が本学の定める基準（日本学生支援機構奨学金支給基準根拠金額の20%増）に該当し、別に定める出願手続により、奨学生願書を提出した者から採用する。

第6条 一般奨学金の貸与は、入学年度においては、当該年度の1カ年とする。なお、1カ年を超えて一般奨学金の貸与を希望する者については、入学後の学業成績が平均水準以下の場合を除いて、ひきつづき毎学期、授業料相当額を貸与することができる。ただし、貸与の期間は4年（8学期）を限度とする。

第7条 奨学金の貸与を出願しようとする者は、次の書類を各学部とも、選考委員会の定める期日までに提出しなければならない。

- 1 奨学生願書（所定様式）
- 2 市町村長の納税証明書

前項各号の書類は、学生課を通じて学長あて提出するものとする。

第8条 奨学生の採用は、選考委員会において選考の上、学長がこれを決定する。

第9条 奨学生として採用されたときは、連帯保証人連署の上、本人より所定の様式の誓約書を学長あてに提出しなければならない。

第10条 入学時奨学生採用者は、学生納入金を甲方式により納入しなければならない。

前項奨学生に対し、入学一時金奨学金については入学後速やかに、一般奨学金については各学期毎に当該授業料相当額を貸与するものとする。

2年次以降の一般奨学生に対する奨学金の貸与期日についても、前項に規定するところを準用する。

第11条 奨学生は、連帯保証人連署の上、奨学金貸与の辞退を願い出ることができる。

第12条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、貸与を停止することがある。

- 1 傷病などのために成業の見込みがなくなったとき。
- 2 学業成績または性行が不良となったとき。

- 3 いつわりの申立により、または不正な方法により貸与を受けたとき。
- 4 貸与を必要としなくなったとき。
- 5 その他奨学生として適当でないとき。

第13条 一般奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金について卒業時に、本学が提携する銀行において本学が指定する奨学ローンに借り換えを行ない、本学に奨学金を返還しなければならない。なお、これに先立ち連帯保証人連署の上、「南山大学奨学金保証依頼書」を連帯保証人の「印鑑登録証明書」とともに提出しなければならない。

- 1 奨学金貸与期間が満了するとき。
- 2 貸与を停止されたとき。
- 3 貸与を辞退したとき。

第14条 一般奨学生が退学するときは、連帯保証人連署の上、「奨学金借用証書」および「奨学金返還明細書」を提出しなければならない。

一般奨学生が退学するときは、選考委員会の指定する期間内に全額を返還しなければならない。ただし、事情によって分割返還を認めることがある。この場合、10年の期間内において別に定める年賦方法で返還するものとし、利率は返還開始後、前期5年間は年利3%とし、後期5年間は年利5.5%とする。

第15条 入学一時金奨学金は、2年次以降3年の期間内において、元金均等の年賦によって返還するものとする。

入学一時金奨学金は、無利息とする。

第16条 奨学生であったものが、卒業後引続いて本学大学院に入学したときは、大学院に在学中（ただし、最低修業年限以内とする）、願出によりその返還を猶予することがある。

奨学生であったものが、南山学園所属学校の教職につくときは、願出により奨学金の返還を猶予することがある。

奨学生であったものが、一定期間以上南山学園所属学校の教職についたときは、願出により奨学金の全部または一部の返還を免除する。

第17条 奨学生であったものが、貸与奨学金返還完了前に死亡したときは、遺族または連帯保証人は、「死亡診断書」または除籍を証明する書類を添え、直ちに死亡届を提出しなければならない。

第18条 日本学生支援機構またはその他の育英団体（貸与型）の奨学生は、この規程による奨学金の貸与を受けることができない。

第19条 選考委員会の事務は、学生課において取扱うものとする。

附 則

この規程は、昭和52年12月20日から施行する。

附 則

この規程の改正は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2005年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程による奨学生の募集は、2013年4月1日入学者から行わない。
- 2 この規程は、2012年度以前の奨学生が返還を完了した時点をもって廃止する。